





平成23年第2回箕面市議会定例会議案  
(追加第3号)

|        |                           |    |
|--------|---------------------------|----|
| 報告第16号 | 財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件    | 1  |
| 報告第17号 | 財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件     | 3  |
| 報告第18号 | 財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件     | 5  |
| 報告第19号 | 財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件   | 7  |
| 報告第20号 | 箕面市土地開発公社経営状況報告の件         | 9  |
| 第69号議案 | 物件供給契約締結の件(災害対応特殊救急自動車)   | 11 |
| 第70号議案 | 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件 | 13 |



報告第16号

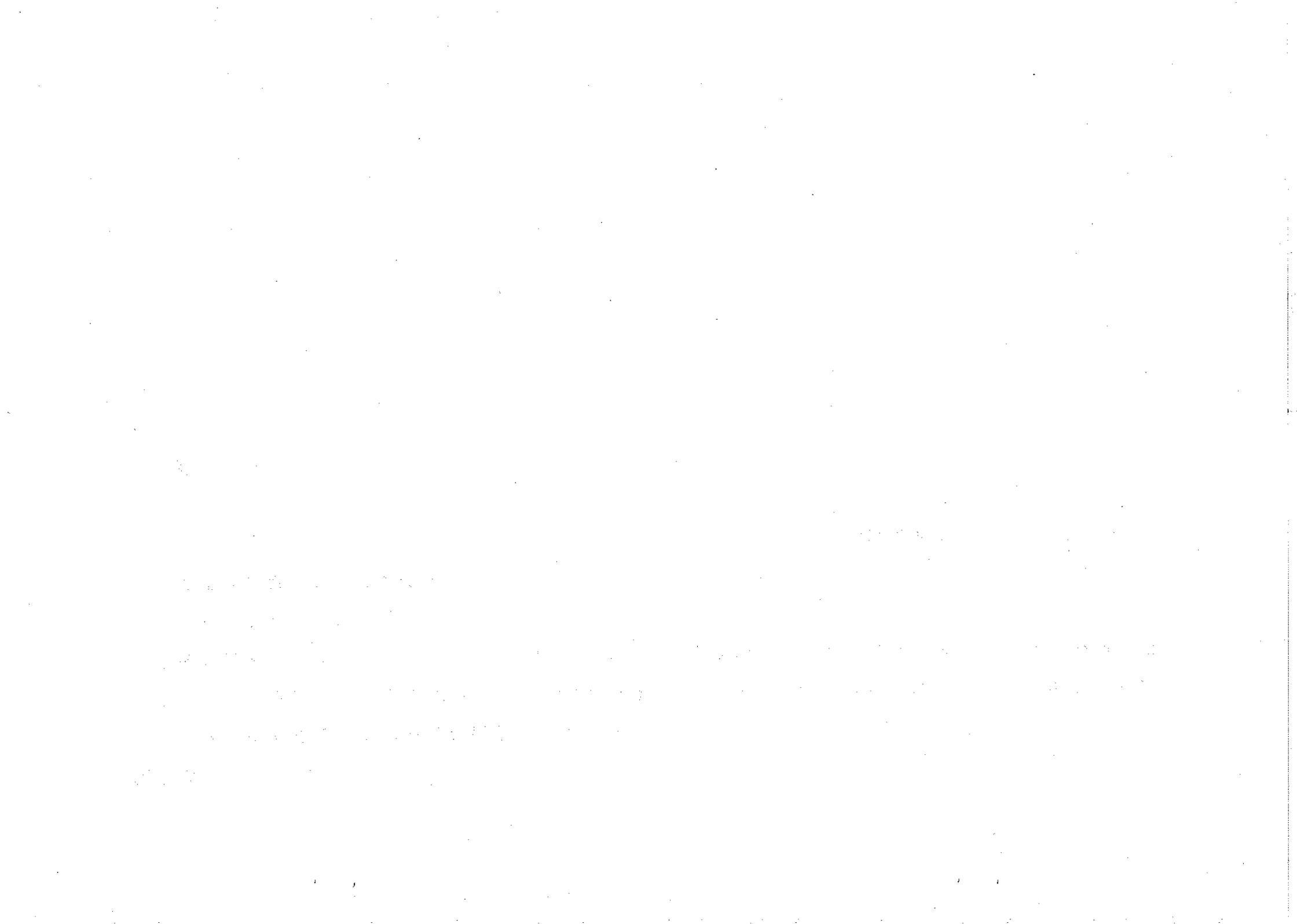
財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件

平成22年度財団法人箕面市文化振興事業団決算並びに平成23年度財団法人箕面市文化振興事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第17号

財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件

平成22年度財団法人箕面市国際交流協会決算並びに平成23年度財団法人箕面市国際交流協会事業計画及び予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第18号

財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件

平成22年度財団法人箕面市障害者事業団決算並びに平成23年度財団法人箕面市障害者事業団事業計画及び予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第19号

財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件

平成22年度財団法人箕面市医療保健センター決算並びに平成23年度財団法人箕面市医療保健センター事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



報告第20号

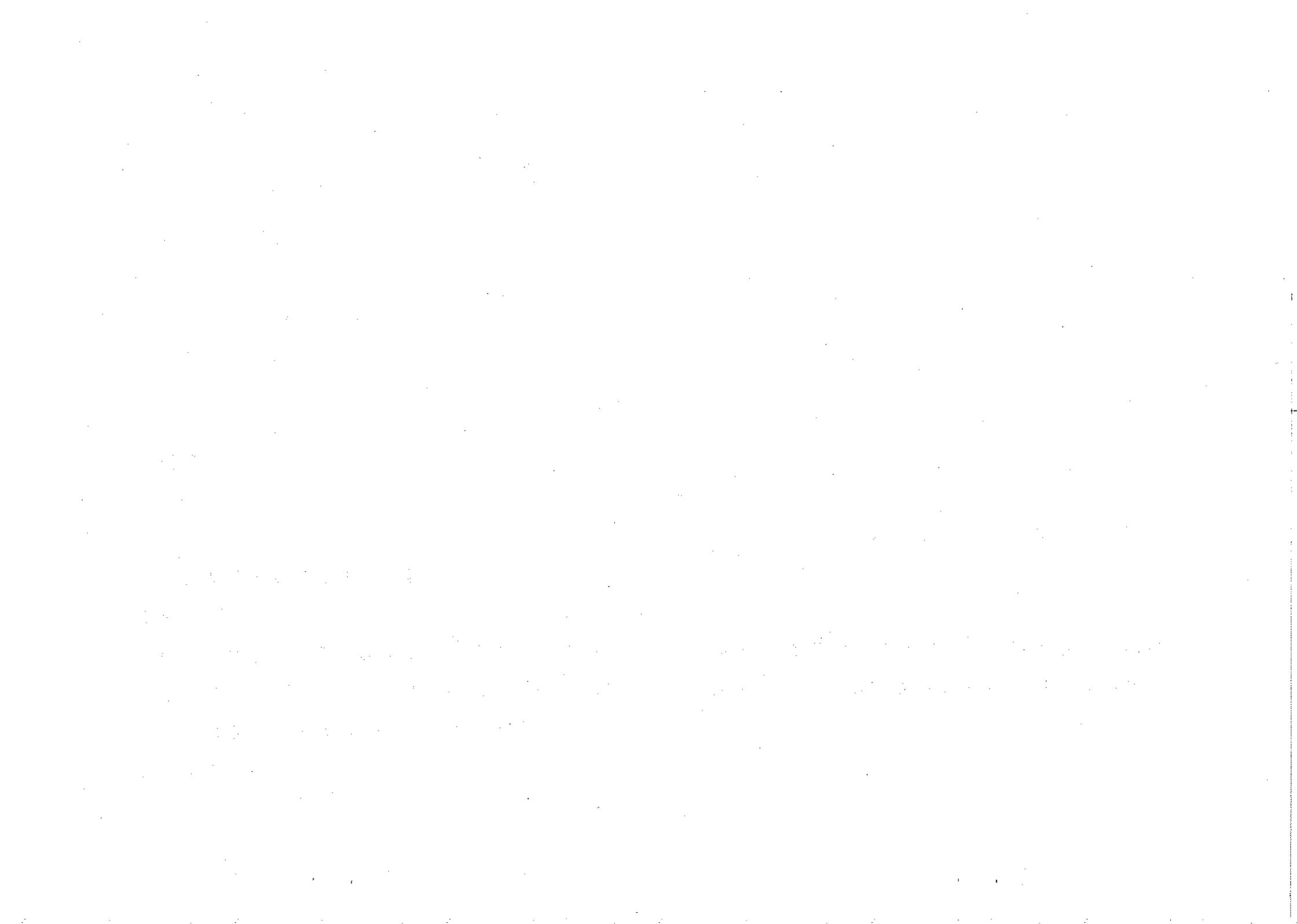
箕面市土地開発公社経営状況報告の件

平成22年度箕面市土地開発公社決算並びに平成23年度箕面市土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり



第 6 9 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 3 年 6 月 1 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 災害対応特殊救急自動車   |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 24,570,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市此花区北港一丁目4番64号<br>大阪トヨペット株式会社 法人営業部<br>部長 田 和 真 一 |
| 5 | 納入期限   | 平成 2 4 年 3 月 2 3 日                                  |

(提案理由)

災害対応特殊救急自動車の物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。



## 第 7 0 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件  
次のとおり和解する。

平成 2 3 年 6 月 1 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

### 1 和解の相手方



### 2 事故の概要

平成 2 2 年 7 月 2 8 日午前 1 1 時 4 0 分頃、箕面市小野原東四丁目 2 6 0 番 1 地先路上において、本市の職員（市民部環境クリーンセンター環境整備課）がごみ収集車を左折させたところ、左後方から自転車で走行してきた相手方に同車両のサイドミラーが接触したため、相手方が自転車ごと転倒して、右肩甲骨骨折、左膝内側側副靭帯損傷等の負傷をしたものである。

### 3 和解の内容

本件事故による相手方の損害額は、2, 8 8 5, 6 8 0 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(提案理由)

交通事故に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。